

令和6年5月

飯田市議会第2回定例会

新旧対照表

- 報告第4号（専決第6号） 飯田市税条例の一部を改正する条例
報告第5号（専決第7号） 飯田市都市計画税条例の一部を改正する条例
議案第54号 飯田市税条例の一部を改正する条例（案）
議案第55号 飯田市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例（案）
議案第56号 飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）
議案第57号 飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）
議案第58号 飯田市野底山森林公園条例の一部を改正する条例（案）
議案第59号 飯田市農業集落排水処理施設条例及び飯田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）
議案第60号 飯田市下水道条例の一部を改正する条例（案）
議案第61号 飯田市美術博物館条例の一部を改正する条例（案）

飯田市税条例新旧対照表（最終 令和5年7月3日飯田市条例第23号）

改正後	現行
<p>(市民税の減免)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 市長は、法人等であつて、次の各号のいずれかに該当するもの(収益事業を行うものを除く。)のうち、必要があると認める者に対し、市民税の均等割を減免する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(以下次項において「特定非営利活動法人」という。)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>前3項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>5 <u>第1項、第2項又は第3項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</u></p> <p>(固定資産税の減免)</p>	<p>(市民税の減免)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 市長は、法人等であつて、次の各号のいずれかに該当するもの(収益事業を行うものを除く。)のうち、必要があると認める者に対し、市民税の均等割を減免する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特定非営利活動促進法<u>(平成10年法律第7号)</u>第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(以下次項において「特定非営利活動法人」という。)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>前3項の規定によつて市民税の減免を受けようとするものは、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>5 <u>第1項、第2項又は第3項の規定によつて市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</u></p> <p>(固定資産税の減免)</p>

改正後	現行
<p>第71条 (略)</p> <p>2 前項の規定により<u>固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3 第1項の規定により<u>固定資産の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</u></p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p>	<p>第71条 (略)</p> <p>2 前項の規定によつて<u>固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3 第1項及び第2項の規定によつて<u>固定資産の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</u></p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p>
<p>第91条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第1項、第2項又は第3項の規定により交付又は貸与を受けた標識は、<u>第7項から第9項までの規定により返納するまでの間は、市長の指示に従いそれを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見やすい箇所に常に取り付けていなければならない。</u></p> <p>7～11 (略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定により<u>特別土地保有税の減免を受けようとする者は、</u></p>	<p>第91条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第1項、第2項又は第3項の規定により交付又は貸与を受けた標識は、<u>第6項から第8項までの規定により返納するまでの間は、市長の指示に従いそれを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見やすい箇所に常に取り付けていなければならない。</u></p> <p>7～11 (略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定によつて、<u>特別土地保有税の減免を受けようとする者</u></p>

改正後	現行
<p>納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)</u></p> <p><u>第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。</u></p>	<p>は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p>

改正後	現行
<p><u>2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。</u></p> <p><u>3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。</u></p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第4条の5第3項</u>の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに<u>法附則第4条の5第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部</p>	<p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第4条の4第3項</u>の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに<u>法附則第4条の4第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部</p>

改正後	現行
<p>分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p><u>(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)</u></p> <p><u>第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。</u></p> <p><u>(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)</u></p> <p><u>第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。</u></p>	<p>分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p>

改正後	現行
<p>(1) <u>特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）</u>、<u>特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）</u>及び<u>普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）</u>から<u>その者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）</u>がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他の</p>	

改正後	現行
<p><u>それぞれの納期においてはその者の分割金額とする。</u></p> <p><u>(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においては<u>ないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。</u></u></p> <p><u>(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においては<u>ないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。</u></u></p>	

改正後	現行
<p><u>(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においては、第4期納期においては、その者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。</u></p> <p><u>2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）</u></p> <p><u>第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前</u></p>	

改正後	現行
<p> <u>年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべ</u> </p>	

改正後	現行
<p><u>き公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p><u>(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月</u></p>	

改正後	現行
<p><u>1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p>(3) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p>(4) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日</u></p>	

改正後	現行
<p><u>までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p><u>(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。</u></p> <p><u>3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。</u></p>	

改正後	現行
<p>(1) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p>(2) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に</u></p>	

改正後	現行
<p><u>係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p><u>(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。</u></p> <p><u>4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。</u></p> <p><u>5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)</u></p> <p><u>第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額</u></p>	

改正後	現行
<p><u>控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び<u>附則第7条の4</u>の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、<u>附則第7条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第2項」と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「<u>附則第7条の4、次条第2項及び</u>」とする。</u></p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p>	<p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び<u>前条</u>の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項の規定の適用については、<u>同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第8条第2項」とする。</u></p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p>

改正後	現行
<p>2～7 (略)</p> <p>8 <u>法附則第15条第25項第2号</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第25項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第25項第4号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>13 <u>法附則第15条第25項第4号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>14 <u>法附則第15条第25項第4号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>15 (略)</p> <p>16 <u>法附則第15条第32項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>17 <u>法附則第15条第37項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>2～7 (略)</p> <p>8 <u>法附則第15条第25項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第25項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第25項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第25項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>13 <u>法附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>14 (略)</p> <p>15 <u>法附則第15条第32項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>16 <u>法附則第15条第33項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>17 <u>法附則第15条第38項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>

改正後	現行
<p><u>18 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>19 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p><u>20 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p> <p><u>21・22</u> (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。</u></p> <p><u>4～7</u> (略)</p> <p><u>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5</u></p>	<p><u>18 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p><u>19 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p> <p><u>20・21</u> (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3～6</u> (略)</p> <p><u>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5</u></p>

改正後	現行
<p>項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	<p>項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>
<p><u>9</u> 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p><u>8</u> 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>
<p><u>10</u> 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p><u>9</u> 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>
<p><u>11</u> 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日か</p>	<p><u>10</u> 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日か</p>

改正後	現行
<p>ら3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第12項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>12</u> 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第17項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>13</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第18項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>施行規則附則第7条第18項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p>	<p>ら3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>11</u> 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第16項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>12</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第17項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>施行規則附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p>

改正後	現行
<p>(6) (略)</p> <p><u>14</u> (略)</p> <p>(土地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</u>)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(<u>令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例</u>)</p> <p>第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税</u>に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地</u>であつて、<u>令和8年度分の固定資産税</u>について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>)</p>	<p>(6) (略)</p> <p><u>13</u> (略)</p> <p>(土地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</u>)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(<u>令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例</u>)</p> <p>第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税</u>に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地</u>であつて、<u>令和5年度分の固定資産税</u>について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>)</p>

改正後	現行
<p>第12条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、</p>	<p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこ</p>

改正後	現行
<p>当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額</u>は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額</u>は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額</p>	<p>これらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額</u>は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額</u>は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額</p>

改正後	現行
<p>(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p> <p>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条の規定により、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しない。</u></p> <p>(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第13条 農地に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第</u></p>	<p>(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しない。</u></p> <p>(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第13条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第</u></p>

改正後	現行
<p>349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>表 (略)</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動</p>	<p>349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。<u>以下この条において同じ。</u>)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>表 (略)</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動</p>

改正後	現行
<p>産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第16条の3 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p><u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第16条の4 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) （略）</p>	<p>産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第16条の3 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第16条の4 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) （略）</p>

改正後	現行
<p>(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民</u></p>	<p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

改正後	現行
<p><u>税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、</u> <u>附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあ</u> <u>るのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民</u> <u>税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第19条の7 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、</u> <u>附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあ</u> <u>るのは、「所得割の額並びに附則第19条の7第1項の規定による</u> <u>市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第19条の9 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第19条の7 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第19条の9 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

改正後	現行
<p><u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の9第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の9第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第19条の10 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の10第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第19条の10 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

改正後	現行
<p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の10第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>6 (略)</p>	<p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>6 (略)</p>

飯田市都市計画税条例新旧対照表（最終 令和5年3月31日飯田市条例第22号）

改正後	現行
<p>附 則</p> <p>1・2（略）</p> <p>（<u>法附則第15条第32項</u>の条例で定める割合）</p> <p><u>3</u> 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>（<u>法附則第15条第37項</u>の条例で定める割合）</p> <p><u>4</u> 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>（<u>法附則第15条第38項</u>の条例で定める割合）</p> <p><u>5</u> 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>（<u>法附則第15条第42項</u>の条例で定める割合）</p> <p>6 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>7 （略）</p> <p>（<u>宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>）</p> <p>8 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市</u></p>	<p>附 則</p> <p>1・2（略）</p> <p>（<u>法附則第15条第32項</u>の条例で定める割合）</p> <p><u>3</u> 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>（<u>法附則第15条第33項</u>の条例で定める割合）</p> <p><u>4</u> 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>（<u>法附則第15条第38項</u>の条例で定める割合）</p> <p><u>5</u> 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>（<u>法附則第15条第43項</u>の条例で定める割合）</p> <p>6 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>7 （略）</p> <p>（<u>宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>）</p> <p>8 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市</u></p>

改正後	現行
<p>計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額</u>は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得</p>	<p>計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（<u>商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5</u>）を乗じて得た額を加算した額（<u>令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額</u>）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額</u>は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当</p>

改正後	現行
<p>た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。</p>	<p>当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。</p>

改正後	現行
<p>12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</u></p> <p>（農地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>）</p> <p>13 農地に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都</u></p>	<p>12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</u></p> <p>（農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>）</p> <p>13 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし</u></p>

改正後	現行
<p>市計画税額とする。</p> <p>表 (略)</p> <p>14・15 (略)</p> <p>(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)</p> <p>16 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第9項</u>、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第14項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</p> <p>17 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第34項まで</u>、<u>第37項、第38項、第42項若しくは第45項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>18 <u>地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条の規定により、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都</u></p>	<p>た場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <p>表 (略)</p> <p>14・15 (略)</p> <p>(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)</p> <p>16 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第8項、第9項</u>、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第14項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</p> <p>17 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第35項まで</u>、<u>第38項、第39項、第43項若しくは第46項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>18 <u>地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都</u></p>

改正後	現行
市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しない。	市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しない。

飯田市税条例新旧対照表（最終 令和6年3月31日飯田市条例第19号）

改正後（案）	現行
<p>（寄附金税額控除）</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) <u>所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄付をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、次に掲げるもの（法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金に該当するものを除く。）</u></p> <p>ア （略）</p> <p>イ <u>所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u>のうち、市長が規則で定めるもの</p>	<p>（寄附金税額控除）</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは<u>金銭</u>を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) <u>所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄付をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、次に掲げるもの（法第314条の7第2号に掲げる寄附金に該当するものを除く。）</u></p> <p>ア （略）</p> <p>イ <u>所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u>のうち、市長が規則で定めるもの</p>

改正後（案）	現行
<p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第152条第5項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するも</p>	<p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第64条第4項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するも</p>

改正後（案）	現行
<p>の、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>附 則</p>	<p>の、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>附 則</p> <p><u>（公益法人等に係る市民税の課税の特例）</u></p> <p><u>第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</u></p>

飯田市児童発達支援センター条例新旧対照表（最終 平成30年12月26日飯田市条例第42号）

改正後（案）	現行
<p>（設置）</p> <p>第2条 <u>地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことにより、児童の健全な育成を図り、もって住民の福祉の向上に資するため、飯田市に児童発達支援センターを設置する。</u></p> <p>（業務）</p> <p>第5条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援を行うこと。</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>（設置）</p> <p>第2条 <u>児童の日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び集団生活への適応のための訓練を行うこと等により、児童の健全な育成を図り、もって住民の福祉の向上に資するため、飯田市に児童発達支援センターを設置する。</u></p> <p>（業務）</p> <p>第5条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援を行うこと。</u></p> <p>(4) (略)</p>

飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（最終 令和5年7月3日飯田市条例第24号）

改正後（案）	現行
<p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者（法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定により保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあつては、満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童）をいう。</p> <p>(4)～(9) （略）</p> <p>（職員）</p> <p>第30条 （略）</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 （略）</p>	<p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者（法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあつては、満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童）をいう。</p> <p>(4)～(9) （略）</p> <p>（職員）</p> <p>第30条 （略）</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 （略）</p>

改正後（案）	現行
<p>（職員）</p> <p>第32条（略）</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3（略）</p> <p>（保育所型事業所内保育事業所の職員）</p> <p>第45条（略）</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3（略）</p>	<p>（職員）</p> <p>第32条（略）</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3（略）</p> <p>（保育所型事業所内保育事業所の職員）</p> <p>第45条（略）</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3（略）</p>

改正後（案）	現行
<p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p>	<p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p>

飯田市国民健康保険税条例新旧対照表（最終 令和5年12月27日飯田市条例第35号）

改正後（案）	現行
<p>（課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4（略）</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額</p>	<p>（課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4（略）</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額</p>

改正後（案）	現行
<p>の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～オ （略）</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～オ （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～オ （略）</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>53万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～オ （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

飯田市野底山森林公園条例新旧対照表（最終 平成26年12月24日飯田市条例第56号）

改正後（案）	現行
<p>（利用時間及び休業日）</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる公園の施設（以下「特定施設」という。）を利用できる時間（以下この項において「利用時間」という。）は、次の表の左欄に掲げる特定施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める時間とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に利用時間を定めることができる。</p> <p>【別記 参照】</p> <p>2 （略）</p>	<p>（利用時間及び休業日）</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる公園の施設（以下「特定施設」という。）を利用できる時間（以下この項において「利用時間」という。）は、次の表の左欄に掲げる特定施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める時間とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に利用時間を定めることができる。</p> <p>【別記 参照】</p> <p>2 （略）</p>

【別記】

改正後（案）

区分	利用時間
マレットゴルフ場	午前9時から午後5時まで
ログハウス	
管理棟	
(略)	

現行

区分	利用時間
マレットゴルフ場	午前9時から午後5時まで
ログハウス	
姫宮憩いの家	
管理棟	
(略)	

飯田市農業集落排水処理施設条例及び飯田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第1条関係 飯田市農業集落排水処理施設条例新旧対照表（最終 令和元年7月1日飯田市条例第19号）

改正後（案）	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、農業集落排水処理施設（小規模集合排水処理施設を含む。以下「処理施設」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（排水設備の設置義務）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、処理施設の供用開始後新たに処理区域内に存する建物の所有者等となった者（第1項ただし書の規定に該当する者を除く。）は、直ちに排水設備を設置しなければならない。この場合において、<u>同項ただし書</u>の適用を受けようとする者には、第2項及び<u>前項</u>の規定を適用する。</p> <p>（排水設備の設置基準）</p> <p>第7条 排水設備の設置又は排水設備の増設若しくは改築（以下「新設等」と総称する。）を行う者は、次の各号に規定する設備を設置しなければならないものとし、その設置は、当該各号に定めるところにより行わなければならない。ただし、土地の形状その他の事由が存することにより市長が適当と認めた場合にあつては、この限りでない。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。<u>以下「法」という。</u>）の規定に基づき、農業集落排水処理施設（小規模集合排水処理施設を含む。以下「処理施設」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（排水設備の設置義務）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、処理施設の供用開始後新たに処理区域内に存する建物の所有者等となった者（第1項ただし書の規定に該当する者を除く。）は、直ちに排水設備を設置しなければならない。この場合において<u>第1項ただし書</u>の適用を受けようとする者には、第2項及び<u>第3項</u>の規定を適用する。</p> <p>（排水設備の設置基準）</p> <p>第7条 排水設備の設置又は排水設備の増設若しくは改築（以下「新設等」と総称する。）を行う者は、次の各号に規定する設備を設置しなければならないものとし、その設置は、当該各号に定めるところにより行わなければならない。ただし、土地の形状その他の事由が存することにより市長が適当と認めた場合にあつては、この限りでない。</p>

改正後（案）	現行
<p>(1) 排水管 暗渠^{きよ}の構造を有し、かつ、その内径及びこう配は、次の表の左欄に掲げる排水人口の区分に応じ同表の中欄及び右欄に掲げるものでなければならない。ただし、一般ガス事業者等（ガス事業法（昭和29年法律第51号）<u>第2条第3項</u>に規定するガス小売事業者及び製造物責任法（平成6年法律第85号）第2条第3項第1号に規定する製造業者をいう。）が、当該事業の用に供する建物の内部に新設等を行う場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（排水設備等の工事の検査）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 市長は、<u>前項の規定により是正</u>を命ずる場合は、<u>当該是正</u>を完了すべき期限を付することができる。</p> <p>（使用者の遵守事項）</p> <p>第17条 処理施設には、次の各号に掲げるものを排除してはならない。ただし、市長が規則で定めるところにより排除の許可を申請し、許可を得たものについてはこの限りでない。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 特定施設（水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設をいう。）からの排</p>	<p>(1) 排水管 暗渠^{きよ}の構造を有し、かつ、その内径及びこう配は、次の表の左欄に掲げる排水人口の区分に応じ同表の中欄及び右欄に掲げるものでなければならない。ただし、一般ガス事業者等（ガス事業法（昭和29年法律第51号）<u>第2条第2項</u>に規定する一般ガス事業者及び製造物責任法（平成6年法律第85号）第2条第3項第1号に規定する製造業者をいう。）が、当該事業の用に供する建物の内部に新設等を行う場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（排水設備等の工事の検査）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 市長は、<u>前項の工事</u>を命ずる場合は、<u>当該工事</u>を完了すべき期限を付することができる。</p> <p>（使用者の遵守事項）</p> <p>第17条 処理施設には、次の各号に掲げるものを排除してはならない。ただし、市長が規則で定めるところにより排除の許可を申請し、許可を得たものについてはこの限りでない。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 特定施設（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）<u>第2条第2項</u>に規定する特定施設及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第12条第1項第6号に規定する水質基準対</p>

改正後（案）	現行
<p>水 （使用料の徴収）</p> <p>第18条 （略）</p> <p>2 市長は、<u>次条</u>に規定する1月当たりの使用料の額について、連続する2月分の使用料の額を合算し、当該2月のうち遅く到来する月（次項において「後続月」という。）の末日から起算して15日以内に、使用者に納入通知書を交付して当該合算した額について徴収する。ただし、市長が必要と認めた場合は、これ以外の方法により徴収することができる。</p> <p>3 使用者は、後続月の翌月の末日（以下「納期限」という。）までに、<u>前項</u>の納入通知書に係る使用料を納付しなければならない。</p> <p>4・5 （略） （加入分担金の額）</p> <p>第22条 <u>前条</u>の規定により徴収する分担金（以下「加入分担金」という。）の1戸当たりの額は、別表第2の左欄に掲げる接続することとなる処理施設の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。</p> <p>2 （略） （<u>きよ</u>暗渠排水管に係る占用許可の基準）</p> <p>第31条 敷地等のうち、排水管の<u>きよ</u>暗渠の構造を有する部分において、電線又は電線を支持し、保護し、又は相互に接続するための工作物であって、市長が汚水の排除及び処理施設の管理に著しい支障を及</p>	<p>象施設をいう。）からの排水 （使用料の徴収）</p> <p>第18条 （略）</p> <p>2 市長は、<u>次条第1項</u>に規定する1月当たりの使用料の額について、連続する2月分の使用料の額を合算し、当該2月のうち遅く到来する月（次項において「後続月」という。）の末日から起算して15日以内に、使用者に納入通知書<u>（次項において単に「納入通知書」という。）</u>を交付して当該合算した額について徴収する。ただし、市長が必要と認めた場合は、これ以外の方法により徴収することができる。</p> <p>3 使用者は、後続月の翌月の末日（以下「納期限」という。）までに、納入通知書に係る使用料を納付しなければならない。</p> <p>4・5 （略） （加入分担金の額）</p> <p>第22条 <u>前項</u>の規定により徴収する分担金（以下「加入分担金」という。）の1戸当たりの額は、別表第2の左欄に掲げる接続することとなる処理施設の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。</p> <p>2 （略） （<u>きよ</u>暗渠排水管に係る占用許可の基準）</p> <p>第31条 敷地等のうち、排水管の<u>きよ</u>暗渠の構造を有する部分において、電線又は電線を支持し、保護し、又は相互に接続するための工作物であって、市長が汚水の排除及び処理施設の管理に著しい支障を及</p>

改正後（案）	現行
<p>ぼすおそれのない構造であると認めたもの（この条において「電線等」という。）の占用に係る前条第1項の申請があった場合は、市長は、電線等が次の各号に掲げる基準の<u>全て</u>に該当し、その占用が<u>必要であり、かつ、やむを得ないもの</u>と認めた場合に限り、占用許可を行う。</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>（加入分担金の減免）</p> <p>第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当する建物について排水設備の設置又は増改築を行った者に係る加入分担金を減免することができる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人が専ら同法第2条第1項に規定する<u>社会福祉事業</u>のために使用する建物（当該建物を管理する者が居住する建物を除く。）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により排水設備等を設置している者又はその使用者が、新条例第7条各項又は第17条の規定に適合しない場合は、市長は新条例第26条第1項の規定により改善命令を行うことができる。</p> <p>4 （略）</p>	<p>ぼすおそれのない構造であると認めたもの（この条において「電線等」という。）の占用に係る前条第1項の申請があった場合は、市長は、電線等が次の各号に掲げる基準の<u>すべて</u>に該当し、その占用が<u>必要かつ止むを得ないもの</u>と認めた場合に限り、占用許可を行う。</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>（加入分担金の減免）</p> <p>第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当する建物について排水設備の設置又は増改築を行った者に係る加入分担金を減免することができる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人が専ら同法第2条に規定する<u>事業</u>のために使用する建物（当該建物を管理する者が居住する建物を除く。）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により排水設備等を設置している者又はその使用者（<u>この項において「使用者等」という。</u>）が、新条例第7条各項又は第17条の規定に適合しない場合は、市長は新条例第26条第1項の規定により改善命令を行うことができる。</p> <p>4 （略）</p>

改正後（案）	現行
別表第1（第4条関係） 【別記1 参照】 別表第2（第22条関係） 【別記2 参照】	別表第1（第4条関係） 【別記1 参照】 別表第2（第22条関係） 【別記2 参照】

【別記1】

改正後（案）

処理施設の名称	処理区域	終末処理場の所在地
(略)		
柏原地区農業集落排水処理施設	飯田市上久堅の一部	飯田市虎岩1903番地 3
(略)		

現行

処理施設の名称	処理区域	終末処理場の所在地
(略)		
柏原地区農業集落排水処理施設	飯田市上久堅の一部	飯田市虎岩1903番地 3
<u>下殿岡地区農業集落排水処理施設</u>	<u>飯田市駄科、上殿岡、下殿岡及び三日市場の各一部</u>	<u>飯田市下殿岡1247番地 1</u>
(略)		

【別記2】

改正後（案）

接続することとなる処理施設	加入分担金の額
(略)	
柏原地区農業集落排水処理施設	460,000円
(略)	

現行

接続することとなる処理施設	加入分担金の額
(略)	
柏原地区農業集落排水処理施設	460,000円
下殿岡地区農業集落排水処理施設	450,000円
(略)	

第2条関係 飯田市下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（最終 令和6年3月29日飯田市条例第16号）

改正後（案）	現行
別表第1（第2条関係） 【別記1 参照】 別表第2（第2条関係） 【別記2 参照】	別表第1（第2条関係） 【別記1 参照】 別表第2（第2条関係） 【別記2 参照】

【別記1】

改正後（案）

処理区名	排水区分	全体計画区域	全体計画区域面積	全体計画処理人口	全体計画1日最大処理能力
(略)					
竜丘処理区	汚水	同上	<u>295ヘクタール</u>	<u>6,000人</u>	3,200立方メートル
(略)					

現行

処理区名	排水区分	全体計画区域	全体計画区域面積	全体計画処理人口	全体計画1日最大処理能力
(略)					
竜丘処理区	汚水	同上	<u>248ヘクタール</u>	<u>4,560人</u>	3,200立方メートル
(略)					

【別記2】

改正後（案）

事業名及び地区名	計画区域	計画区域面積	計画処理対象人口	計画1日平均処理汚水量
(略)				
農業集落排水事業柏原地区	飯田市上久堅の一部	7ヘクタール	330人	89.1立方メートル
(略)				

現行

事業名及び地区名	計画区域	計画区域面積	計画処理対象人口	計画1日平均処理汚水量
(略)				
農業集落排水事業柏原地区	飯田市上久堅の一部	7ヘクタール	330人	89.1立方メートル
農業集落排水事業下殿岡地区	飯田市駄科、上殿岡、下殿岡 及び三日市場の各一部	38ヘクタール	1,730人	467.1立方メートル
(略)				

飯田市下水道条例新旧対照表（最終 令和元年9月30日飯田市条例第40号）

改正後（案）	現行
<p>（指定工事店の責務）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 指定工事店は、排水設備工事責任技術者（市長が適当と認め、規則で定めるものの登録を受けた者をいう。以下同じ。）を、その支店及び営業所（以下「支店等」という。）並びに主たる事務所にそれぞれ選任しなければならない。<u>ただし、長野県内における他の支店等について兼任することを妨げない。</u></p> <p>4 指定工事店は、排水設備工事責任技術者を次の各号に掲げる<u>全ての</u>事務に従事させなければならない。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>（指定の申請）</p> <p>第11条 指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書で市長が規則で定めるものを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 指定を受けようとする者に係る支店等の名称及び所在地並びに前条第3項の規定により支店等に選任することとなる排水設備工事責任技術者の氏名並びに他の支店等の排水設備工事責任技術者を兼任している場合はその兼務状況</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p>	<p>（指定工事店の責務）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 指定工事店は、排水設備工事責任技術者（市長が適当と認め、規則で定めるものの登録を受けた者をいう。以下同じ。）を、その支店及び営業所（以下「支店等」という。）並びに主たる事務所にそれぞれ常時1人以上専属させなければならない。</p> <p>4 指定工事店は、排水設備工事責任技術者を次の各号に掲げる<u>すべての</u>事務に従事させなければならない。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>（指定の申請）</p> <p>第11条 指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書で市長が規則で定めるものを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 指定を受けようとする者に係る支店等の名称及び所在地並びに前条第2項の規定により支店等に専属することとなる排水設備工事責任技術者の氏名</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p>

改正後（案）	現行
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>選任</u>することとなる排水設備工事責任技術者が、前条第3項の登録を受けていることを証する書類</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第12条 市長は、前条第1項の申請書を提出した者が次の各号のいずれにも該当していると認めるときは、指定を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主たる事務所及び支店等ごとに排水設備工事責任技術者を<u>選任</u>していること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定の取消し、停止等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、第1項の規定により指定を取り消し、若しくは指定の効力を停止したとき又は指定工事店が第2項若しくは<u>前項</u>の規定に基づき指定工事店証を返納したときは、第12条第2項の例により、その旨を公示する。</p> <p>(<u>暗渠排水</u>管に係る占用許可の基準)</p> <p>第41条 敷地等のうち、排水管の<u>暗渠</u>の構造を有する部分において、</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>専属</u>することとなる排水設備工事責任技術者が、前条第3項の登録を受けていることを証する書類</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第12条 市長は、前条第1項の申請書を提出した者が次の各号のいずれにも該当していると認めるときは、指定を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主たる事務所及び支店等ごとに排水設備工事責任技術者が<u>常時1名以上専属</u>していること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定の取消し、停止等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、第1項の規定により指定を取り消し、若しくは指定の効力を停止したとき又は指定工事店が第2項若しくは<u>第3項</u>の規定に基づき指定工事店証を返納したときは、第12条第2項の例により、その旨を公示する。</p> <p>(<u>暗渠排水</u>管に係る占用許可の基準)</p> <p>第41条 敷地等のうち、排水管の<u>暗渠</u>の構造を有する部分において、</p>

改正後（案）	現行
<p>電線又は令第17条の3に規定する物件（この条において「電線等」という。）の占有に係る前条第1項の申請があった場合は、市長は、電線等が次の各号に掲げる基準の<u>全て</u>に該当し、その占有が<u>必要であり、かつ、やむを得ない</u>ものと認めた場合に限り、占有許可を行う。</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>（罰則）</p> <p>第50条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) <u>第27条</u>又は第28条第1項若しくは第2項に規定する除害施設の設置若しくは必要な措置をせず、又は怠った者</p> <p>(6)～(12) （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>電線又は<u>下水道法施行令（昭和34年政令第147号）</u>第17条の3に規定する物件（この条において「電線等」という。）の占有に係る前条第1項の申請があった場合は、市長は、電線等が次の各号に掲げる基準の<u>すべて</u>に該当し、その占有が<u>必要かつ止むを得ない</u>ものと認めた場合に限り、占有許可を行う。</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>（罰則）</p> <p>第50条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) <u>第27条第1項</u>又は第28条第1項若しくは第2項に規定する除害施設の設置若しくは必要な措置をせず、又は怠った者</p> <p>(6)～(12) （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

飯田市美術博物館条例新旧対照表（最終 令和5年3月27日飯田市条例第20号）

改正後（案）	現行
<p>（観覧料及び使用料の減免）</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、観覧料を減免することができる。この場合において、減免する額は、それぞれ当該各号に定める率を、観覧料の額に乗じて得た額とする。</p> <p>（1）次のいずれかに該当する者及びその引率者が観覧する場合 100分の100</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部その他これらに準ずる施設として市長が認めるものに入所し、又は児童発達支援を利用している者</p> <p>（2）（略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（観覧料及び使用料の減免）</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、観覧料を減免することができる。この場合において、減免する額は、それぞれ当該各号に定める率を、観覧料の額に乗じて得た額とする。</p> <p>（1）次のいずれかに該当する者及びその引率者が観覧する場合 100分の100</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部その他これらに準ずる施設として市長が認めるものに入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している者</p> <p>（2）（略）</p> <p>2・3 （略）</p>